

宮崎市外郭団体の指導に関する指針に基づく外郭団体に関する情報公開様式

1. 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日：令和2年10月1日

作成担当部署：農政部農政企画課

2. 外郭団体名等【令和2年3月31日現在】

外郭団体名：一般社団法人みやPEC推進機構

外郭団体所在地：宮崎市桶通東1丁目14番20号

設立年月日：平成26年3月19日

電話番号：(0985) 44-0600

ホームページ：https://www.miyapec.jp/

3. 資本金 - 千円 (宮崎市の出資割合 - %)

(令和2年3月31日現在)

4. 事業内容【令和元年度】

宮崎市を一つの経営体とみなし、生産・加工・販売が完結する仕組み「宮崎市版6次産業化」を構築し、地域経済の活性化を図るため、農林漁業者、商工・観光業者との連携を強化し、様々な地域資源の更なる消費拡大や積極的な広報活動、新たな商品開発や会員間のマッチングなどに取り組む。

- 地域経済の活性化に資する農林水産業、商工業及び観光業の連携に関する事業
 - ◎宮崎の豊かな食材魅力発信戦略事業
- 農林水産物を活用した商品の開発及び販路開拓に関する事業
 - ◎宮崎市版6次産業化実現事業
- 農林水産物及びその加工品のPR、ブランド確立及び輸出を含む販路拡大に関する事業
 - ◎6次化商品セールスサポート事業
 - ◎6次化商品海外販路開拓事業

5. 財務状況【令和元年度決算】

貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		29年度	30年度	元年度			29年度	30年度	元年度
	総資産	9,139	13,347	11,925		総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	60,854	59,921	65,556
	負債	2,252	5,105	2,646		(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	(57,714)	(54,907)	(60,929)
	(うち有利子負債)	(0)	(0)	(0)		経常損益	1,388	766	-1,189
	正味財産	6,887	8,242	9,279		当期損益	1,388	766	-957
	累積欠損金	-	-	-		減価償却前当期損益	1,388	766	-957

6. 役職員の状況【令和2年3月31日現在】

役員数(うち宮崎市の出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち宮崎市の出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)
20 (6)	64 (非常勤役員を除く)	3,480 (非常勤役員を除く)	6 (3)	46.5	4,702

7. 外郭団体への関与の状況【令和元年度決算】

(1) 公的支援

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	29年度	30年度	元年度	
① 補助金(助成金)	51,463	49,229	52,799	【元年度】 ・宮崎の豊かな食材魅力発信戦略事業…7,455,556円(他、県より161,880円) ・6次化商品セールスサポート事業…10,247,594円 ・6次化商品海外販路開拓事業…3,341,298円 ・宮崎市版6次産業化実現事業…3,564,841円 ・みやPEC推進機構運営事業…20,677,862円 ・台湾便路線強化対策に係る宮崎フェア企画運営事業…7,350,000円
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他()	9,391	10,692	12,757	【元年度】 ・みやPEC推進機構運営事業…390,000円(会費)、223円(雑収益) ・みやPEC推進機構公益事業開拓事業…8,129,902円(受託事業収益)、4,236,536円(雑収益)
小計	60,854	59,921	65,556	-
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	-
合計	60,854	59,921	65,556	-

(参考) 委託料

5,820

5,678

8,130

-

(2) その他

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	29年度	30年度	元年度	
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	0	0	0	
③ 出資金	0	0	0	
合計	0	0	0	-

8. 宮崎市による監査結果【令和元年度】

-

9. 宮崎市による点検評価の結果

経営状況についての予備的診断における評価	A	A：経営努力を行いつつ事業は継続、B：事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要、 C：深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃も含めた検討が必要
今後の方向性	自己収益の確保を図るよう指導する。	
その他	事業実施にあたっては、より一層会員等の団体の理解と協力が得られるように努めること。	

10. その他の特記事項